

令和 7 年 9 月 16 日

令和 7 年度「行政機関等匿名加工情報」の利用に関する提案の募集について

次の募集要綱に基づき、令和 7 年度「行政機関等匿名加工情報」の利用に関する提案を募集します。

1. 趣旨

愛媛県が保有する個人情報の適正かつ効果的な活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護及び県の事務の適正かつ円滑な運用に支障がない範囲内において、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 111 条の規定に基づいて、県が保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものです。

2. 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる具体的な個人情報ファイルは、愛媛県ホームページの「提案の対象となる個人情報ファイル簿一覧」に掲載しています。

○提案の対象となる個人情報ファイル簿一覧

<https://www.pref.ehime.jp/page/16337.html>

○提案の対象となる個人情報ファイル簿

<https://www.pref.ehime.jp/page/16337.html>

【参考】次の（１）から（３）までのいずれにも該当する個人情報ファイルを提案の対象としています。

- （１） 個人情報ファイル簿を作成し、公表しているもの（法第 60 条第 3 項第 1 号）。
- （２） 個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書について、愛媛県情報公開条例（平成 10 年 6 月 25 日愛媛県条例第 27 号。以下「情報公開条例」という。）の規定による公開請求（情報公開請求）があったとしたならば、次のいずれかを行うこととなるもの
 - ① 当該地方公共団体等行政文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を公開する旨の決定をすることとなるもの（法第 60 条第 3 項第 2 号イ）
 - ② 情報公開条例第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えることとなるもの（法第 60 条第 3 項第 2 号ロ）
- （３） 県の事務の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、行政機関等匿名加工情報を作成することができるものであること（法第 60 条第 3 項第 3 号）。

3. 提案の主体（提案者の要件）

行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体の別を問いません（注）。また、単独提案、共同提案のいずれも可能です。

ただし、法第 113 条の規定により、次に掲げる①から⑥まで（欠格事由）のいずれかに該当する者は提案できません。

- ① 未成年者
- ② 精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ③ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ④ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- ⑤ 法第 120 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して 2 年を経過しない者
- ⑥ 法人その他の団体であって、その役員のうちに上記①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの

（注）代理人による提案をする場合は、その代理人の権限を証する書面を添えて提案してください。

4. 募集期間

令和 7 年 9 月 16 日（火）から令和 7 年 10 月 17 日（金）まで

5. 提案の方法

（１） 提出書類

提案に当たっては、次に掲げる書類（以下「提案書類」という。）を提出してください。

○ 提案書類

① 提案書

☐ 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書
（別記第 1 号様式）

② 添付書類

☐ 誓約書（上記 3. の①から⑥までに該当しないことを誓約する書面）
（別記第 2 号様式）

☐ 行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面（様式任意）

☐ 提案をする者の本人確認書類（注 1）

☐ その他愛媛県知事が必要と認める書類

☐ 委任状（様式例 1（代理人の権限を証する書面））（注 2）

○ 提案書及び添付書類の各様式のダウンロード

<https://www.pref.ehime.jp/page/16337.html>

（注 1）提案をする者が個人である場合は、運転免許証、個人番号カードの写しを添付してください。提案する者が法人その他の団体である場合は、登記事項証明書又は印鑑登録証明書等（提案の日前 6 か月以内に作成されたものに限る。）を添付してください。

（注 2）代理人による提案をする場合に限ります。

（2） 提案書類の提出方法

持参（注 1）又は郵送・信書便（注 2）により、提案書類 2 部を提出してください。

（注 1）持参による場合は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（10 月 17 日は午後 5 時まで）

（注 2）郵送・信書便による場合は、封筒の表面に「行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案書類在中」と朱書きしてください。また、締切日消印有効です。

○ 提案書類の提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町 4 丁目 4 番地 2

愛媛県企画振興部政策企画局広報広聴課情報公開・広聴グループ

6. 提案の審査基準

提案については、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査します。

- ① 提案者が、法第 113 条各号（欠格事由）のいずれにも該当しないこと。
- ② 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて 1,000 人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- ③ 特定される加工の方法が、特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年 10 月 5 日個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）第 62 条で定める基準に適合すること。
- ④ 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業が、新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- ⑤ 利用期間が、行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業の内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間であること。
- ⑥ 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用目的・方法、漏えい防止等適切な管理のために講ずる措置が、当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。

- ⑦ 提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に愛媛県の事務に著しい支障を及ぼさないものであること。

7. 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、各提案者に個別に通知します。

8. 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約

審査基準に適合する旨の通知を受けた提案者は、別記第3号様式「審査結果通知書」とともに同封する別記第4号様式「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」に必要事項を記入し、契約の締結に関する書類（契約書2通）に添付して提出することにより、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。この場合、所定の手数料を納付していただきます。なお、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結後は、契約条件の変更は認めません。

また、提案が審査基準に適合しないと認めるときは、別記第5号様式「審査結果通知書」に理由を付してその旨を通知します。

9. 留意事項

- (1) 提案者は、提案書類の提出をもって、この募集要綱の記載内容を承諾したものとします。
- (2) 愛媛県からの審査結果通知書等の発送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。
- (3) 提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求めることがあります。
- (4) 愛媛県が作成・提供した行政機関等匿名加工情報の著作権は愛媛県に帰属します。
- (5) 行政機関等匿名加工情報の利用は契約に基づくものであるため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の対象外となります。
- (6) 提案書類は返却しません。

10. 提案に関する連絡先

提案の手続等についてご不明な点がございましたら、次の連絡先までお問い合わせください。

なお、相談内容により時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

○ 提案に関する連絡先

愛媛県企画振興部政策企画局広報広聴課情報公開・広聴グループ

電話：089-912-2244 電子メール：kohokocho@pref.ehime.lg.jp

別記第 1 号様式

行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

(県の機関の長) 様

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、
本店又は主たる事務所の所在地
を記載すること。）

(ふりがな)

氏 名（法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名を記載す
ること。）

連 絡 先（連絡のとれる電話番号及び電
子メールアドレスを記載するこ
と。担当部署等がある場合は、
当該担当部署名及び担当者を記
載すること。）

個人情報の保護に関する法律第 112 条第 1 項の規定により、以下のとおり行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

1. 個人情報ファイルの名称
2. 行政機関等匿名加工情報の本人の数
3. 加工の方法を特定するに足りる事項
4. 行政機関等匿名加工情報の利用
 - (1) 利用の目的
 - (2) 利用の方法
 - (3) 利用に供する事業の内容

(4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間

5. 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

6. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

(1) 提供媒体 ☐CD-R ☐DVD-R

(2) 提供方法 ☐窓口受領 ☐郵送

記載要領

1. 「個人情報ファイルの名称」には、愛媛県ホームページ等において公表されている個人情報ファイル簿（個人情報の保護に関する法律第112条第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。）の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。

2. 「行政機関等匿名加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数（下限は千人）を記載すること。

3. 「加工の方法を特定するに足りる事項」には、愛媛県において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち行政機関等匿名加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度（例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。）を記載すること。

なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、愛媛県情報公開条例第7条第2項に規定する情報（同項第1号に掲げる情報を除き、同項第2号ただし書に規定する情報を含む。）が含まれる場合、当該非公開情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。

4. 「行政機関等匿名加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。

5. 「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。

6. 「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること。

7. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第2号様式

誓 約 書

年 月 日

(県の機関の長) 様

(ふりがな)

氏 名 (法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名を記載す
ること。)

個人情報の保護に関する法律第112条第3項の規定により提案する者（及びその役員）
が、同法第113条各号に該当しないことを誓約します。

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずるものをいう。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第 号
年 月 日

審査結果通知書

(提 案 者) 様

県の機関の長

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報の保護に関する法律第114条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

(県の機関の長) との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2に従って手数料を納付の上、個人情報の保護に関する法律施行規則第59条第1項各号に掲げる書類を 年 月 日までに提出してください。

2. 手数料

- (1) 納付すべき手数料の額
- (2) 手数料の納付方法
- (3) 手数料の納付期限

3. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

4. その他

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第4号様式

(第1面)

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

年 月 日

(県の機関の長) 様

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、
本店又は主たる事務所の所在地
を記載すること。）

(ふりがな)

氏 名（法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名を記載す
ること。）

連 絡 先（連絡のとれる電話番号及び電
子メールアドレスを記載するこ
と。担当部署等がある場合は、
当該担当部署名及び担当者を記
載すること。）

年 月 日付け 第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、個人情報の保護に関する法律第115条の規定により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料は、「行政機関等匿名加工情報」の利用に関する提案の募集要綱別記第3号様式により通知した事項に従って納付すること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(第2面)

領収書の写し貼り付け欄
(領収印があるものに限る。)

別記第 5 号様式

第 号
年 月 日

審査結果通知書

(提 案 者) 様

県の機関の長

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、個人情報の保護に関する法律第 114 条第 1 項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第 3 項の規定により通知します。

(提案が個人情報の保護に関する法律第 114 条第 1 項第各号に掲げる基準に適合しないと認める理由)

記載要領

1. 「提案が個人情報の保護に関する法律第 114 条第 1 項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式例 1（代理人の権限を証する書面）

委任状

受任者 郵便番号
(ふりがな)
住所又は居所
(ふりがな)
氏 名
連絡先

上記の者を代理人とし、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 112 条第 1 項・第 118 条第 1 項前段・第 118 条第 1 項後段、第 115 条及び第 119 条の規定による手続に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

委任者 郵便番号
(ふりがな)
住所又は居所
(ふりがな)
氏 名
連絡先

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。
3. 委任者が法人その他の団体にあつては、住所又は居所には本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
4. 連絡先には連絡の取れる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署がある場合は、当該担当部署及び担当者を記載すること。
5. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式例 2（行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書）

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書（案）

1. 行政機関等匿名加工情報の作成に用いる個人情報ファイルの名称

2. 作成する行政機関等匿名加工情報の名称

3. 手数料等の額

円

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 115 条の規定に基づき、上記に掲げる行政機関等匿名加工情報を提供する（県の機関の長）

（甲）と（行政機関等匿名加工情報を事業に利用しようとする者の名称）（乙）とは、行政機関等匿名加工情報の利用に関して、次のとおり合意し、当該利用に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日

（甲） 住 所
名 称
代表者氏名

（乙） 住 所
氏 名（名称）
代表者氏名

(定義)

第1条 本契約中に用いられる用語は、特段の定めがない限り、次の定義によるものとする。

- (1) 「本行政機関等匿名加工情報」とは、本契約に基づいて甲が作成し、乙がその事業の用に供する行政機関等匿名加工情報であって、別紙1【行政機関等匿名加工情報の詳細】にその詳細を定めるものをいう。
- (2) 「本利用条件」とは、本行政機関等匿名加工情報の利用目的、利用方法その他利用条件として別紙2に定めるものをいう。

(契約期間)

第2条 本契約の契約期間は、契約締結の日から第5条第1項に規定する本行政機関等匿名加工情報の利用期間の終了日までとする。

(本行政機関等匿名加工情報の作成及び提供)

第3条 甲は、別紙1に定める仕様による本行政機関等匿名加工情報を作成するものとする。

- 2 甲は、本行政機関等匿名加工情報の作成を完了したときは、別紙1【行政機関等匿名加工情報の提供方法】に定める方法により、乙に対して本行政機関等匿名加工情報を提供するものとする。
- 3 前項の規定により、乙が甲から本行政機関等匿名加工情報を受領したときは、甲から別紙1【行政機関等匿名加工情報の詳細】に関する説明を受け、これを承諾するものとする。ただし、この説明は書面の交付をもってこれに代えることができるものとする。

(欠陥及び障害等)

第4条 乙は、本行政機関等匿名加工情報を受領した後、直ちにその物理的欠陥又は障害その他の問題等の有無について検査をし、当該検査の結果、読み取りエラー等の物理的欠陥又は障害その他の問題等を発見したときは、直ちに甲に対してその旨を報告しなければならない。

- 2 乙は、本行政機関等匿名加工情報に問題を発見し、甲に対して前項の報告をしたときは、本行政機関等匿名加工情報を受領した日から起算して14日以内に、甲に対し、理由を明示して本行政機関等匿名加工情報の交換を求めることができる。
- 3 甲は、前項の求めに合理的な理由があると認めるときは、これに応じなければならない。
- 4 前項の規定により甲が応じた場合、甲は、この間に発生した損害の責を負わないものとする。ただし、甲に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではない。

(利用期間)

第5条 甲は、乙に対し、●年●月●日から○年○月○日までの間、本行政機関等匿名加工情報を本利用条件の範囲内で利用することを許諾するものとする。

- 2 乙は、本利用条件に記載された利用目的、利用方法その他利用条件以外の利用目的、利用方法その他利用条件で本行政機関等匿名加工情報の加工、編集、第三者への提供その他の利用をしてはならない。
- 3 甲と乙は、以下の事項を相互に確認する。
 - (1) 本行政機関等匿名加工情報に関する著作権は甲に帰属すること
 - (2) 本契約において明示したものを除き、本契約の締結によって甲が乙に対して本行政機関等匿名加工情報に関する著作権を譲渡、移転及び利用許諾するものではないこと

(受領者の義務)

- 第6条 乙は、第3条第2項の規定により本行政機関等匿名加工情報を受領したときは、甲から、本行政機関等匿名加工情報が、法第2条第6項に規定する匿名加工情報に含まれ、匿名加工情報取扱事業者に係る規律を受ける旨の説明を受け、これを承諾するものとする。ただし、この説明は書面の交付をもってこれに代えることができるものとする。
- 2 乙は、本行政機関等匿名加工情報を他の情報と明確に区別し、善良な管理者の注意をもって取り扱うとともに、法その他関連法令並びに個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）に従い、適切な安全管理の措置を講じなければならない。
 - 3 乙は、本行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、本人を識別するために本行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
 - 4 乙は、本行政機関等匿名加工情報の漏えいその他の安全管理に支障を及ぼすおそれがあるときは、直ちに甲にその旨を報告し、是正のために必要な措置を講じなければならない。
 - 5 乙は、法第113条に規定する欠格事由に該当することとなったときは、直ちに甲にその旨を報告しなければならない。

(秘密保持)

- 第7条 甲及び乙は、本契約に基づいて相手方から秘密として開示されたもの（以下本条において「秘密情報」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理し、事前に相手方の書面による同意がない限り、第三者に開示してはならない。
- 2 次の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。
 - (1) 開示された時点で、既に公知となっている情報
 - (2) 開示された後、情報を開示された者（以下「受領当事者」という。）の責めによらず公知となった情報
 - (3) 開示された時点で、既に受領当事者が保有していた情報

(4) 開示された後、受領当事者が、第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報

3 受領当事者は、秘密情報を本契約の目的以外の目的に使用してはならず、本契約のため必要な限度を超えて秘密情報を複製してはならない。

4 乙は、本契約のために必要な場合に限り、秘密情報を委託先に開示することができる。その場合、乙は、乙が遵守すべき義務と同一の義務を委託先に課さなければならない。この場合において、乙は、委託先に対する監督を行わなければならない。

(契約終了後の措置等)

第8条 乙は、本契約が終了した日以後は、本行政機関等匿名加工情報を利用してはならない。

2 乙は、本契約が終了したときは、直ちに、本行政機関等匿名加工情報を甲に返却しなければならない。

3 乙は、前項の規定に従って甲に返却する際、乙が保有、管理する記録媒体に保存した本行政機関等匿名加工情報を削除し、かつ削除した情報を読み取ることができないように処理しなければならない。ただし、法令上の義務に基づいて保存が義務付けられている場合はこの限りでない。

4 甲は、乙に対し、前項に従って本行政機関等匿名加工情報が全て削除処理されたことを証する書面の提出を求めることができる。

5 乙は、本契約が終了した後も、本行政機関等匿名加工情報を利用して作成した二次加工物や統計情報、又は本行政機関等匿名加工情報の分析結果について、本利用条件に記載された利用目的、利用方法その他利用条件の範囲内で利用することができる。

(甲による契約解除)

第9条 甲は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙に本契約に違反する行為があり、相当期間を定めて行った催告後もその行為が是正されないとき。

(2) 乙が本契約の締結に当たって、甲に対して虚偽の書面及び書類を提出したことが判明したとき。

(3) 乙が法第113条(個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)における法の委任規定を含む。)に掲げる欠格事由に該当することとなったとき。

(4) 乙に重大な契約違反行為があったとき。

2 前項の場合において、乙が甲に対して納付した本行政機関等匿名加工情報に関する手数料等は返還しない。

(属性要件に基づく契約解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。)又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員等(愛媛県暴力団排除条例(平成22年3月26日条例第24号。)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)と認められるとき。
- (2) 乙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第11条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(損害賠償)

第12条 甲は、前2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しないものとする。

2 乙は、甲が前2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を甲に賠償しなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第13条 乙は、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否するとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第14条 乙は、甲の書面による事前の承諾がなければ、本契約の契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約に基づく自己の権利義務の全部若しくは一部を第三者に対して譲渡し、承継させ、又は担保に供することができない。

（免責）

第15条 甲は、乙が本行政機関等匿名加工情報の利用により受けた不利益若しくは損失について、乙に対し責任を負わないものとする。

2 甲は、乙による本行政機関等匿名加工情報の利用により、第三者との間で権利侵害等の問題が発生した場合、乙に対して一切の責任を負わないものとする。

（準拠法）

第16条 本契約の解釈及び適用に当たっては日本法が適用される。

（管轄）

第17条 この契約について裁判上の紛争が生じた場合は、日本国の松山地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

（協議）

第18条 本契約に定めのない事項及び本契約の条項に疑義が生じた場合は、本契約の趣旨に従い、双方誠意をもって協議し、決定する。

（存続条項）

第19条 本契約が終了した後も、第6条から第8条まで、第12条、第13条及び第15条から第18条までについては有効に存続するものとする。

(別紙 1)

1. 行政機関等匿名加工情報の詳細

(1) 作成に用いる個人情報ファイルの名称

(2) 行政機関等匿名加工情報の名称

(3) 行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数(データ量)

(4) 行政機関等匿名加工情報に含まれる記録項目及び各記録項目の内容(下表のとおり。)

記録項目	情報の内容

2. 行政機関等匿名加工情報の提供方法

(別紙 2)

行政機関等匿名加工情報の利用目的、利用方法その他利用条件

- ・ 提供された行政機関等匿名加工情報について、個人・団体等を特定しようとする試みは行わないこと。
- ・ 提供された行政機関等匿名加工情報を提案書に記載した目的以外に利用しないこと。また、第三者に提供しないこと。
- ・ 提供された行政機関等匿名加工情報は、他に漏れないよう厳重に管理すること。
- ・ 不適切利用を行った場合、行政機関等が措置する提供禁止措置に合意すること。
- ・ その他、行政機関等匿名加工情報の取扱いに関し甲の指示に従うこと。